

ボーナスカット竹本本人訴訟高裁！

意見陳述で大阪地裁判決の不当性を訴える！

5月20日、大阪高等裁判所72号法廷でボーナスカット竹本本人訴訟が開催されました。今回の竹本本人訴訟は、1月25日に大阪地方裁判所が命じた不当判決の撤回を求めて大阪高等裁判所に上告した本人訴訟です。大阪地裁の判決は、竹本さんの主張を一切認めず、会社の主張を「推認」だけで全て認めたものです。今回、竹本さんは、意見陳述を行い大阪地裁判決の不当性を明らかにしてきました。

平成28年（ネ）第564号 賃金請求事件
被 告 東海旅客鉄道株式会社

意見陳述書

大阪高等裁判所第10民事部 裁判官殿

平成28年 5月20日
原告 竹本 真一

本日は、私の意見を述べる機会を与えていただき、ありがとうございます。
現在、私は東海旅客鉄道株式会社の社員として、新幹線の運転士と車掌をしています。所属している労働組合は、JR東海労働組合です。

私は、平成25年に支給された夏季手当において、会社から不当にも5%の減額を受けました。減額を受けたことに納得できない私は、平成26年2月19日、大阪地方裁判所に提訴しました。しかし、本年1月25日、私の主張を一切認めない不当な判決を言い渡されました。大阪地方裁判所の判決では、『会社が非違行為として主張する20件の行為すべてにおいて非違行為に該当する』と認定しています。しかし、関係した管理者全員が、重大な証

拠となるはずである手書きのメモを、シュレッダーで処分しているにもかかわらず、『おおむね正確に記録されていると推認される』という判断だけで、非違行為があったと認定しています。

一方、私が提出した手書きの報告書については、不自然・不合理なものであるとして一切判断されませんでした。判決では、管理者たちが書き留めたメモの重大性には一切触れず、客観的、具体的に疎明する証拠がないのに、会社に対しては推認だけで判断し、私が証拠に提出した手書きのメモに対しては一切認めていないというのは、公平に判断されたとは到底思えません。

会社が非違行為と主張している事象のほとんどが、管理者が添乗してきた時のものです。運転室という密室で、しかも他に誰も見ていな場所での事象です。具体的に管理者が何を報告し、何が期末手当の減額の理由となっているのかは私には直接教えてはもらえませんが、現場長からも時系列等報告書の作成や再教育も行われていません。裁判を通じて初めて詳細がわかり、虚偽や事実と違った内容の報告がされているということが明らかになったのです。私は、管理者の添乗については否定しません。しかし、本件で減額理由があきらかとなって以降、管理者が添乗するたびに、また何か非違行為とでっち上げられ、報告されるのでは、減額の理由にされるのでは、と精神的なプッシャーを感じながら運転しています。現状の管理者の添乗は運転士に与える影響が大きく、安全面においても大きな問題だと思います。

私は、平成10年の期末手当減額から、平成22年の期末手当減額を受けるまで、約12年もの間、期末手当の減額はありませんでした。ところが、49歳を過ぎた平成22年6月の期末手当減額から、突然4回連続で減額されました。そして、本件で5回目の減額となりました。平成22年以前も、以降も、常に基本動作どおりに乗務し、安全確保に努めており、何ら変わったところはありません。ある日突然に、「勤務成績が良好でない者」とされたことに全く心当たりはありません。会社に何らかの思惑があるのではないのでしょうか。是非とも、当裁判所において公正な判断をよろしくお願いいたします。

不当なボーナスカットをなくすために更に奮闘していきましょう！

次回、竹本本人訴訟高裁は、7月13日13時10分からです。

みなさんの応援よろしく申し上げます！！